

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

井上課長補佐

開会前に本日ご欠席されております委員をご報告いたします。
医師等代表 金子洋委員、被用者保険代表 小柳学委員並びに荒井悟委員より欠席の報告をいただいております。以上です。

伊藤市長

私からも一点ご報告させていただきますが、会議前につきましてのお時間をいただきまして副市長でございますが、今日急な所用がございます、実は真仁会さまの医師の派遣要請ということで医院長と新大の方に参加しまして、今日欠席させていただくことをお許しいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

寺田課長

本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご案内の時間を多少過ぎておりますが、開会前に委員の交代につきましてお知らせいたします。

平成 30 年 2 月 1 日から本協議会の委員としてお力添えをいただいております、被用者保険代表で全国健康保険協会新潟支部の菅原裕宏様が平成 31 年 1 月 1 日付けでご異動になりました。その後任委員といたしまして、同協会新潟支部より小柳学委員をご推薦いただき、新たに委員に委嘱させていただいたものです。

本日、小柳委員が所用のため、欠席でございますがご紹介させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。

本日は、議案書及び参考資料の 2 冊をあらかじめ送付しております。

資料等の不足などありましたら事務局にお申し付けくださいますようお願いいたします。

(資料の有無を確認)

寺田課長

事前に送付いたしました議案書をご覧いただきお気づきになったものとは思いますが、昨年度まで当年度の補正予算につきましては、年度の一番最後に開催する国保運営協議会で、議案としてご審議いただいておりますが、今年度につきましては、予算の不足分を充足させる補正予算が主なものとなりますので、この場では皆さまに後ほどご報告するということで、議案としましては平成 31 年度の国保特別会計予算（案）をご審議いただくということでお願いいたしたい思っております。

それでは、ここからの会議の進行は、協議会規則の定めにより会長からお願いいたします。

羽下会長

それでは只今の出席委員は 14 名で過半数に達しておりますので、これより平成 30 年度 第 3 回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

次に、協議会規則第 4 条の規定により会議の公開について委員の皆さまにお諮りいたします。本日の会議を公開することにご意義等ございますか。

	(異議なしの声)
羽下会長	意義等ございませんので、本日の会議を公開といたします。 本日傍聴希望者はいらっしゃいますか。
井上課長補佐	お一人の方から傍聴の申し出を受けております。
羽下会長	傍聴者の入室を許可します。
	(傍聴者入室)
羽下会長	傍聴者に申し上げます。配布いたしました遵守事項をお守りいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第の2、あいさつに移ります。 初めに会長あいさつといたしまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。 本日はご多忙の中、第3回国保運営協議会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。 今年は本当に春みたいな感じの暖かさで、雪が降っては消えるという去年からみると天国みたいな年だと思っております。除雪もまだ2回しか出ておりません。 財政的にも大変優しい年であると思えますけど、残念ながらインフルエンザが猛威を振るっておりまして、今年五泉市内の小中学校では37クラス、1月10日から順次、学級閉鎖ということが続いております。今後B型がまた流行するのではないかという話しでありますので、その点は大変医療費が財政厳しいと思われますので心配しております。 県が主体となって一年目が過ぎようとしておりますが、今年二年目の予算ということになります。国保が厳しい状況であることには間違いありませんので、皆さんの忌憚のない議論をお願いしたいと思います。 続きまして市長からごあいさつをお願いします。
伊藤市長	本日は、ご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 委員の皆さまには、日ごろから国保の運営はもとより、市政全般にわたりご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。 さて、昨年冬は記録的な大雪に見舞われ、交通網やライフラインが寸断されるなど、市民生活に大きな影響を与えましたが、今年の冬につきましては、幾度となく寒気団が到来しておりますが、昨年ほど大雪になることはなく、寒さ厳しい中でも比較的過ごしやすい冬となっているところであります。 しかしながら、毎年冬場から春先にかけて流行しますインフルエンザにつきましては、市内の多くの小中学校で学級閉鎖が相次ぐなど、子どもたちをはじめ市民の皆さまの健康が心配される状況にあり、市としても病気の予防などの呼びかけに努めているところであります。 このような中、本市におきましては平成31年度の予算編成作業が大詰めを迎えているところであり、来週には本日ご審議いただく国保特別会計を含めた市全体の会計を皆さまにお伝えできるというところまで来ております。

羽下会長	厳しい社会情勢と人口減少という大きな課題を抱える中で、健康づくりはまちづくりの基本であり、未来を見据えた重要な取り組みだと思っております。 つきましては、医療費の適正化や健康の維持増進などを含めました予算として国保特別会計予算案を編成したところでありますので、本日は委員各位からご意見、ご要望等、充分なご審議をいただきたくお願い申し上げます。 本日はよろしくお願いいたします。 次に、次第の３、議事に移ります。 日程第１、会議録署名委員の指名であります。協議会規則第９条第２項の規定により会議録署名委員に田邊俊雄委員を指名いたします。 次に、日程第２、報告第１号 平成３０年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（案）についてであります。 市長の説明を求めます。
伊藤市長	それでは、報告第１号 平成３０年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。 １ページ及び２ページをご覧ください。 はじめに、今年度の当初予算額は歳入、歳出それぞれ５２億４,６８５万５千円でスタートいたしました。 その後、６月、９月、１２月の市議会定例会におきまして補正予算をそれぞれご承認いただき、現時点の歳入、歳出の総額は１億７,８２４万９千円を加えた５４億２,５１０万４千円となっているところであります。 なお、２月補正につきましては、現在編成中ではありますが、各々の事業を精査する中で、１,８１２万１千円の増額を見込んでいるところであります。 その結果、今年度の歳入、歳出の予算総額は、それぞれ５４億４,３２２万５千円となる見込みとなっております。 以上、平成３０年度の補正予算（案）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、市民課長に説明させます。
寺田課長	それでは、報告第１号 平成３０年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（案）について、ご説明申し上げます。 議案につきましては、１ページには歳入を、２ページ目には歳出を記載しております。 また、表の中は、左から科目名から始まり、平成３０年度当初予算額、６月、９月、１２月補正予算額、そして、２月補正予算（案）となり、右側に各科目の予算総額を記載しております。 それでは、１ページの歳入からご説明申し上げます。 平成３０年度の当初予算額は、先ほど市長が申し上げましたとおり、５２億４,６８５万５千円でスタートいたしました。 その後、６月補正の歳入では、人事異動による人件費の調整で７款 繰入金の職員給与費等繰入金を３１６万７千円減額しております。 ９月補正の主なものでは、１款 国民健康保険税で課税所得額の確定による本算定を行った結果、所得額の増加により、２,３９９万５千円と８款の繰越金で平成２９年度の国保会計からの繰越金として１億５,５８８万９千円の増額などを含めまして、１億８,０７４万８千円を増額補正いたしました。 １２月補正では、７款 繰入金で、人件費の増額により職員給与費等繰入

	金 78 万 4 千円の増額と国保財政安定化支援事業繰入金の金額の確定による 11 万 6 千円の減額を合わせまして、66 万 8 千円を増額補正したところであります。 2 月補正につきましては、保険基盤安定繰入金の額の決定などにより 7 款 繰入金 1,778 万 2 千円の増額など、合わせまして 1,812 万 1 千円を増額補正を見込んでいますところであります。 続きまして、歳出をご説明申し上げます。 2 ページをご覧ください。 初めに、6 月補正では、1 款の総務費で、人事異動による人件費の減額により、316 万 7 千円を減額補正いたしました。 次の 9 月補正の主なものでは、1 款の総務費で電算委託業務について、県からの補助金が増額されることに伴い 86 万 4 千円と 3 款国民健康保険事業費納付金で県への納付額の確定により、納付金に過不足が生じたため、合わせて 3,357 万 7 千円、また、6 款 財政調整基金への積立金が 3,000 万円と 8 款 諸支出金では国・県への負担金の返還などに 1 億 1,484 万円とそれぞれ予算を加え、すべて合わせまして 1 億 8,074 万 8 千円を増額補正しております。 12 月補正につきましては、1 款 総務費で人件費などに 78 万 1 千円の増額と 2 款の保険給付費で一般被保険者療養費 563 万 5 千円の増額と退職被保険者等療養給付費で 1,556 万 1 千円を減額するなどが主な要因となり、66 万 8 千円を増額補正したところあります。 2 月補正では、2 款 保険給付費の一般被保険者高額療養費に不足が生じたため 1,410 万 8 千円を増額するなど、合わせまして 1,812 万 1 千円を増額補正を見込んでおります。 以上、4 回の予算額の補正により、本年度の歳入、歳出予算総額は 54 億 4,322 万 5 千円となる見込みであります。 なお、本予算につきましては、2 月 22 日に開会いたします 2 月市議定会定例会におきまして、議案が審議される予定となっております。 報告第 1 号の説明につきましては以上となります。
羽下会長	それでは質疑に入ります。只今の説明に対し、ご質疑等ありますか。 (なしの声)
羽下会長	ないようでありますので報告第 1 号に対する質疑を終了いたします。 次に、議第 1 号 平成 31 年度五泉市国民健康保険特別会計予算（案）についてであります。 市長の説明を求めます。
伊藤市長	議第 1 号 平成 31 年度五泉市国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。 3 ページ及び 4 ページをご覧ください。 はじめに、平成 31 年度の当初予算額は歳入、歳出それぞれ、前年度を 3.95%上回る 54 億 5,427 万円を見込むものであります。 それでは、3 ページの歳入からご説明申し上げます。 歳入の主なものは、1 款 国民健康保険税が 9 億 4,316 万 7 千円であります。なお、保険税率等は、前回の協議会でご承認いただいたとおり、平成 30 年度の税率等を据え置いた上で、計上しております。5 款 県支出金

寺田課長	が 41 億 3,640 万 4 千円、7 款 繰入金の 3 億 6,218 万 1 千円が主なものです。 なお、平成 31 年度当初予算では、30 年度同様に、国保財政緊急支援繰入金、いわゆる法定外繰入は行わないこととしております。 次に、歳出の主なものは、医療費などの支払いに充てる 2 款 保険給付費が 40 億 7,755 万 9 千円、県の国保特別会計へ納める 3 款 国民健康保険事業費納付金が 12 億 1,663 万 1 千円、特定健診や特定保健指導など健康づくりとその啓発に努める 5 款 保健事業費の 6,750 万 4 千円が主なものであります。 以上、平成 31 年度の当初予算（案）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、市民課長に説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 議第 1 号 平成 31 年度五泉市国民健康保険特別会計予算（案）について、ご説明申し上げます。 議案につきましては、3 ページには歳入を、4 ページ目には歳出を記載しております。 また、表の中は、左から科目名から始まり、平成 31 年度当初予算案、30 年度当初予算、予算額の比較、そして、右の説明欄には算定の内訳などを記載しております。 それでははじめに、歳入をご説明いたします。 3 ページをご覧ください。 1 款 国民健康保険税は前年度比 6.64%減の 9 億 4,316 万 7 千円であります。積算の根拠となります年間平均の被保険者数は 10,707 人と見込み、収納率の違いはそれぞれのこれまでの実績をもとに算出しております。 次に、特定健診の本人負担額であります 2 款 分担金及び負担金は、受診者を 1,169 人と見込み 151 万 9 千円を計上しております。 3 款 使用料及び手数料では、督促手数料を前年度比 28.57%減の 50 万円を見込みましたが、減額の理由は平成 31 年度から暫定賦課がなくなることによる減額であります。 4 款 国庫支出金は 1 千円であります。 5 款 県支出金は 41 億 3,640 万 4 千円で、このうち療養給付費、療養費及び高額療養費などを支払うための費用として県から交付される普通交付金は 40 億 6,205 万 3 千円で前年度より 9.55%上昇しております。 また、特定健康診査や特定保健指導等の健康づくりの啓発と具体的な取り組みを行うための経費として交付される特別交付金は 7,435 万円を計上しております。 6 款 財産収入は、財政調整基金積立金利子で 4 千円であります。 次の、7 款 繰入金 3 億 6,218 万 1 千円のうち、保険負担能力が低い方々への保険税の軽減措置を実施した際に、その歳入不足を補い、保険基盤を安定させるための保険基盤安定繰入金は 2 億 7,092 万円、また、被保険者の負担能力や年齢構成などに応じ繰り入れられる財政安定化支援事業繰入金は、国から金額が示されていないことから 1 千万円を見込んでおります。このほか、職員給与費や事務費、連合会負担金、賦課徴収費などを一般会計から繰り入れる、その他一般会計繰入金は 7,399 万 5 千円を見込み、全体では前年度比 16.89%の減としております。 8 款 繰越金は 1 千円、9 款 諸収入は加算金、延滞金などを合わせ 1,049 万 3 千円、昨年度計上しておりました市債は、今年度は計上しておりませ
------	--

ん。

続きまして、歳出をご説明いたします。

4 ページをお開きください。

職員給与費や事務費、連合会負担金並びに本協議会の運営費などを計上する 1 款 総務費は 7,349 万 9 千円であります。

次に、療養給付費や療養費、高額療養費などを支払うための 2 款 保険給付費は、被保険者が年々減少しているものの、近年の給付費の伸び率等を勘案し、前年度比 2.47% 増の 40 億 7,755 万 9 千円を見込んでおります。

なお、ここで療養給付費に関するご説明をさせていただきます。

参考資料の 1 ページをお開きください。

ここでは、平成 28 年度から平成 30 年度の 11 月までの療養給付費の推移を掲載しております。表の下段に、療養給付費の合計と平均を記載しておりますが、平成 28 年度と 29 年度の合計額はほぼ同額で、平成 30 年度につきましては月々で変動はありますが、月の平均で見ますと 0.8% 増と概ね 29 年度に近い数値で推移しております。しかしながら、2 ページをお開きいただくとお分かりになるとと思いますが、表の下段の被保険者数の平均が年々減少していることから、一人当たりの療養給付費の平均値の推移を見ますと、平成 29 年度が前年度比 105.2%、30 年度はこれまでのところ 104.8% と上昇しており、これが保険給付費の増加に繋がり、国保の財政運営を非常に厳しくしているものと考えております。

議案書に戻りまして、3 款 国民健康保険事業費納付金につきましては、県から暫定の金額として示されております額が、前年度比 9.69% 増の 12 億 1,663 万 1 千円であり、内訳は一般並びに退職被保険者等を合わせまして医療給付費分が 8 億 973 万 3 千円、後期高齢者支援金等分が 3 億 561 万円、介護納付金分が 1 億 128 万 8 千円で、この額は 3 月中に確定するものと思われま。

次の財政安定化基金拠出金は、予算を計上しておりません。

4 款 保健事業費は 6,750 万 4 千円で、前年度比 5.53%、353 万 8 千円の増といたしました。

増額の主な要因は、特定健診受診対策では、医療機関から健診情報の提供を受ける取り組みをさらに強化し、受診率の向上につなげるため、医療機関に支払う手数料を増額しております。

また、新たな事業としまして、被保険者が自主的に行う健康づくり活動や各種検診の受診など、様々な健康に対する取り組みをポイント化し、一定のポイント数を達成した方々に、商品を提供するポイント事業を実施する予定としております。

また、国保保健指導事業では、秋の集団健診前に、春の健診を受診されなかった方々に、健診のメリットや生活習慣病などについて、ハガキを郵送してお知らせをする受診勧奨事業にも取り組むことにしております。

また、医療費通知やジュネリック医薬品差額通知などの、医療費適正化に向けた事業や人間ドック、脳ドック費用の助成なども引き続き取り組んでまいります。

次の 5 款 基金積立金は財政調整基金の積立金として 4 千円、6 款 公債費は 1 千円、7 款 諸支出金は保険税還付金及び加算金などで 407 万 2 千円、最後の 8 款 予備費は昨年同額の 1,500 万円を見込んでおります。

以上を合わせまして、平成 31 年度の予算総額は歳入、歳出とも前年度より 2 億 741 万 5 千円、3.95% 増の 54 億 5,427 万円といたしました。

なお、この予算案は報告第 1 号の補正予算と同様に 2 月市議会定例会で

	ご審議いただくことになっております。 議第1号についてのご説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
羽下会長	それでは質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。では、渡邊委員。
渡邊委員	平成31年度の予算ですが30年度より2億741万5千円余計なわけです。それが歳入のところで国民健康保険税が6,700万円不足で、先ほどの予算の説明で一人当たりの医療費が非常に高いので、予算をいっぱいになくしてはならないということになったのですが、そうした時にどこが穴埋めしたかというところ、県支出金というところ、9.26%、3億5千万円もいただけたというのも変ですけど、回してもらっている。それはどういう根拠で3億円を県からもらっているのか、説明をお願いします。
寺田課長	ご質問ありがとうございます。 今年度より、冒頭会長からもお話しがありましたが国保の制度が一部変わりました。 変わった大きな点といたしましては、市町村からの県から割り当てられた納付金をそれぞれが納めて、県が一旦、財政の基盤の元となります、財布といいますか、財政を県の方で一旦みます。その会計からそれぞれの市町村の医療費等の支払いに要する金額をそれぞれ割り振って、配分をするというような仕組みになりました。例えば、五泉市でこれだけ療養給付費が必要、例えば新潟市でこれだけ必要というものをそれぞれ見込んでの納付金としての会計がそれぞれ割り振って、県支出金として交付するということになりますから、全体の中で伸びる市町村があり、逆に縮む市町村があったとしても、それぞれ相互に補い合うという会計の仕組みになっておりますので、今委員がおっしゃられたように五泉市が伸びた部分を全体の会計の中で補っているという会計の仕組みになっています。
渡邊委員	そうしますと、今まではお金がなかったというか大変だったというか、私が思うには国民健康保険税が約3割、国からは3割、県からは3割の今まではですが、これからはこういう風になったというのは医療費がかかってくる、納める人が少なくなってくるといっても、私たちは今までだったらお金がないから国保税を上げましょうということをやっていたんですが、そういうことを議論しなくてもいいのでしょうか。
寺田課長	今回の予算案を見ますと確かに渡邊委員がおっしゃるように、五泉市が自分で賄う部分というのが確かに減っております。 しかし、県が納付金としてそれぞれの市町村に割り当てる金額と申しますのは、いろいろな指標がございますが、その市町村でかかっている医療費というのは大きなポイントというか要因になっておりますので、今年五泉市で例えばですが大きな医療費を要したとなれば、その部分については来年度以降の算出に大きく影響いたしてまいりますので、当然大きくかかるところには大きな納付金の割り当てということで、来年度以降にまた五泉市に割り当て分が増えてくる可能性というのは十分に考えられます。というのは、いろんな要素を加えたうえでの納付金の算定となっているということで、今年度は確かにおっしゃるようを見かけ上、五泉市が

	自分で負担するよりも県からの納付金をもらうというような部分が大きくなっているという風なことでございます。
羽下会長	他にございませんか。 (なしの声)
羽下会長	ないようでありますので、議第 1 号に対する質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 議第 1 号について、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
羽下会長	ご異議がありませんので、原案のとおり答申することに決定いたしました。 ただ今のご意見につきましては、今後の国保の安定した運営につながるよう、協議会として要望いたします。 次に、その他であります、事務局何かありますか。
井上課長補佐	それでは、その他といたしまして 1 点ご報告させていただきます。 このたび、新潟県国民健康保険団体連合会が行う平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会表彰におきまして、長年、当協議会の委員としてご活躍いただいております「渡邊みのり委員」「堀内泰宏委員」「歌川祐二委員」が国保永年勤続者として、表彰されることが内定いたしました。 これにつきましては、正式には今月 14 日に開催されます、国保団連の理事会で正式に決定され、同月 28 日に開かれます第 145 回通常総会にて表彰される予定であります。 表彰されます 3 名の皆さまにおかれましては、誠におめでとうございます。 これからも変わらぬご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。 報告事項は以上であります。
羽下会長	他にございませんか。 (無しの声)
羽下会長	それでは、以上で本日の協議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 1 時 5 0 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署 名)

会 長

署名委員